

姿川中学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和4年4月1日)

姿川中学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和4年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取り組みの充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」と言う。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめの防止等への取組を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようになる。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援する。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。
- （学校及び教職員の責務）
いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込みます、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、姿川中学校いじめ問題等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校長に報告する。報告を受けた校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①姿川中学校いじめ問題等対策委員会（以下「いじめ問題等対策委員会」という）

〔構成員〕

常置委員：校長、副校長、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭、
スクールカウンセラー（地域学校園SC）、メンタルサポート（MS），
その他、事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど、柔軟に対応する。

非常置委員：PTA会長、同副会長、学年部長、PTA生活指導部長

※生徒指導年間指導計画P14参照

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
 - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
 - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等の取り組みについては、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成に当たっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、

認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の中・小学校が連携した取組の実施

- ・あいさつ運動の実施（年4回）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）
- ・いじめゼロ標語の作成と学校間における交換、掲示 等

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロ強化月間スローガンの提示
- ・いじめゼロリボンの作成・着用
- ・いじめゼロ標語の募集・作成・掲示
- ・いじめゼロポスターの募集・作成・掲示
- ・生徒会によるいじめ根絶集会
- ・いじめに関する内容の道徳の授業の実施

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・「生命の大切さ」「思いやり」「自他の権利」などの道徳科の授業の実施
- ・生徒が協力する主体的な活動や幼児や高齢者などと触れ合う活動の設定
- ・心を育てる教育の充実（道徳教育と体験活動の関連強化）
- ・望ましい学級集団作りの強化（学級活動）
- ・人権意識の高揚
- ・環境教育の推進

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場の設定
- ・生徒会による全校生徒への呼びかけ（姿中のいじめゼロ宣言）→各クラスへ掲示

- 一、私たちはどんな理由があってもいじめは絶対にしません。

一、いじめを見たら、自分たちにできる最善の行動をとります。

一、姿川中学校を思いやりと笑顔にあふれる学校にします。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・情報活用のマナー
- ・情報の活用技術
- ・情報セキュリティ
- ・著作権等の知的所有権
- ・情報化社会でのよりよい関わり方
- ・スマホ・ケータイの所有調査およびフィルタリング利用のお願い
- ・生徒・保護者向けの情報モラル研修会等の実施
- ・保護者への注意喚起及び啓発（一斉メール配信及びホームページでの活用）

カ 「いじめゼロ強調月間」におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・教職員による「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施
- ・学校用「いじめ問題への取組チェックシート」による振り返りの実施

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・学校通信等を通じた、校内におけるいじめの相談方法の周知
　　いじめ相談窓口・・・学級担任、学年主任、生徒指導主事
- ・リーフレット等の配布による「いじめ相談テレホン」や「少年サポートセンター」等の各種相談機関の周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・生活記録等の蓄積
- ・悩みや相談事の早期発見
- ・生徒と担任のコミュニケーションツールとしての活用

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・生徒への定期的なアンケート調査（毎月1回）や教育相談（年2回）等の実施
- ・アンケート調査を教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりするなど実効性の向上
- ・教育相談の実施（年2回）
 - ・「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査の実施（年2回）
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・「日々の様子」への入力→全教職員での情報共有

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用し、家庭との連携を図るなど、ネットいじめを早期発見
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの生徒への指導

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施
- ・年1回、職員研修での「いじめに関する校内研修マニュアル」を使った研修
- ・「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査結果の活用研修
- ・職員会議や朝の打ち合わせ時における新聞記事等を使った啓発

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事実が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかななどを、いじめ問題等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

③いじめの対処

いじめ問題等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

●いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等問題対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合は、いじめ問題等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ問題等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等との連携・強化

オ いじめの解消に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

④家庭・地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・いじめ問題等対策委員会への協力依頼
- ・いじめ防止に関するリーフレット、相談窓口となる機関紹介のリーフレット配布
- ・学校だよりなどによる、学校のいじめ防止等の取組についての周知

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼
- ・必要に応じて、地域協議会の場でも、いじめ等問題行動を取り上げ、情報の共有や未然防止に努める。

ウ 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・事案に応じた、児童相談所や教育委員会等との連携

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ問題等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ問題等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめ防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価等を検証したりするなど、P D C Aサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

○いじめについて取り扱った生徒指導通信（昨年度の例）

令和3年 宇都宮市立姿川中学校 生徒指導部
生徒指導だより ~Team Sugachuu~

No.2 令和3年6月22日 文書 岩川裕也

令和3年6月22日、2ヶ月が経ちました。長引く新型コロナウイルス感染症の影響によりたくさんの方が制限されることがあります。毎朝の体温やマスクの着用、手洗いうがい、ソーシャルディスタンスの確保など、基礎的な対策をしながら元気で学ぶための学校生活を安心安全に送っています。毎日の授業を始め、体育祭や運動大会など皆様は軽快できなかった毎日を送りながら様々なところで皆さんの成長が随所に見られ、とても嬉しい思っています。

姿川中学校「いじめゼロ強調月間」(5月1日～5月31日)でした！

☆「いじめ根絶集会①」を行いました！

5月12日(水)に、いじめ根絶集会①をテレビ放送で行いました。「いじめは絶対に許さない」という誓約の下、各クラスの学級委員が、いじめに関する標語とその設定理由を発表しました。各クラス学級活動などで、真剣に話し合いをして決定した標語で、どれも素晴らしいものでした。その他のメッセージを記した標語は、各クラス廊下側の壁に、1年始発式する予定です。

最後に生徒会長から、いじめは絶対ダメだということ、いじめに立ち向かう勇気をもつこと、「姿川いじめゼロ宣言」を全校生徒に呼びかけました。

**いじめゼロ強調月間
いじめゼロ
しない
負けない
許さない**

平野宮市教育委員会

「姿中のいじめゼロ宣言」

私はもう実践した学校生活を送る権利をもっています。いじめはその権利を奪うものです。いじめは、それをした人も、された人も、見てる人も、昔それだけが喜ぶ悪い行為です。人間は本来、優しく人の想いや、思いを認め合うことができるものです。私たちは、その優しさを愛し、いじめに立ち向かう勇気をもつべきです。そして、一人一人が輝ける学校をつくり、姿川中学校すべての生徒が輝いて、あらゆるいじめをなくしていくために、私たちはここに宣言します。

1. 私たちはどんな理由があってもいじめは絶対にしません。
2. いじめを見たら、自分たちにできる最善の行動をとります。
3. 姿川中学校を元気やりと笑顔にあふれる学校にします。

姿川太朗

☆いじめゼロを目指す月間について、生徒・職員全員で、いじめゼロを目指す「いじめゼロリボンシール」を名札に貼りました。日常からその意と行動を大切な教訓かにかけて実践できる人であってほしいと願っています。

☆いじめを題材にした道徳

年間指導計画に基づいて、いじめゼロ強調月間に合わせて、いじめを題材にした道徳を行いました。各クラスでいじめについて考え、思いやいのせる行動ができるように学んでいます。

1年生	いじめが起らない社会をつくるために、魚の巣など。
2年生	自主性、責任感といじめ。温泉タイプなど。
3年生	自分で考え実践に行動するとは。三年目の「ごめねぬ、アイツオレなど。

☆毎月「いじめ・悩みアンケート」を実施しています

生徒の皆さんのに寄り添うように、「いじめ・悩みアンケート」を実施しています。長引く新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の中での学校生活で、不安や悩みがあるかと思います。皆さんのためにできることを職員全員で取り組んでいきたいと考えています。

学校薬剤師の講師による薬物乱用防止教室がありました！

5月1日(火)に、薬物乱用防止教室がありました。学校薬剤師の山田典子様に、薬物に対する正しい知識や人体に対する影響についてお話をいただきました。

美しい唇等の違法薬物が青少年に広まるのはほんどうが懸念されることから、絶対に薬物に手を出さない正しい心「飲まず気が最も大切であることを痛感しました。

全市一斉の「ノースマホ・ノーゲームデー」がありました！

5月12日(水)は、前回でお知らせしたように、全市一斉の「ノースマホ・ノーゲームデー」でした。このような機会をきっかけに、定期的にスマートフォンを使わない生活を送ったり、「音楽ルール」の確認をしたりするなど、ご家庭で使用状況を話し合っていただきたいと思っています。特に12日(水)は、ご家庭でどのような話し合いをされたでしょうか。

近年小中学生で、SNS等のネットトラブルをはじめ、スマホやタブレット、ゲーム機などを通じたネット利用への依存が懸念されています。詳しくは配布・ホームページアップ済みのリーフレットをご覧ください。

「チーム姿中」一丸となっていじめゼロを推進し、誰もが安心して楽しく学校生活を送ることを願っています。ご家族でも、お子様の様子を見てください、何か変化や不安、相談ごと等がございましたら、学校に気軽にお連絡していただければと思います。また、生徒の様子や連絡などは姿川中学校のホームページやメールでお伝えしますので、引き続きごまめにチェックしていただければと思います。保護者の皆様もご自愛ください。

姿川中学校

○いじめについて取り扱った生徒指導通信（昨年度の例）

令和3年度 宇都宮市立姿川中学校 生徒指導部 No.7 2021年10月29日 文責 岩川裕也

生徒指導だより ~Team Sugachuu~

毎日が感動と成長の…最高の日に！ 2学期も「チーム姿中」頑張っていましょう！！

1学期授業式では、1学期の振り返りを中心に話をさせていただきました。コロナ禍の中で、重かれている状況でも、大きな事件・事故に巻き込まれることなく、安全に、勉強・学校行事・部活動など盛りました！

ウォルト・ディズニーサンの音楽で「ディズニーランドはいまでも未完成である。現状維持では後退するばかりである」姿川中の伝統を引き継ぎながらも、新しい取り組みを取り出して、果敢にチャレンジする皆さんには本当に素晴らしいと思います。2学期も、「毎日が感動と成長の最高の日になる」よう、「チーム姿中」となって、みんなで頑張っていましょう。

「いじめゼロ強調月間」(10月1日～10月29日)実施中です！

☆「いじめ報絶集会」を行いました！(ホームページにアップ済)

9月29日(水)に、いじめ報絶集会のテレビ放送を行いました。「いじめは絶対に許さない」という認識の下、身の回りで起こりやすい(いじめの状況)の再現VTRを見ました。3つのケースについて検討し、それぞれ各クラスで「問題点は何か」「どのように対応したほうがよいのか」周りの人々真剣に話し合いました。

最後に生徒会長から、いじめは絶対ダメだということ、いじめに立ち向かう勇気もつこと、「姿川いじめゼロ宣言」を全校生徒に呼びかけました。

生徒一人一人の中に響くとともに、「チーム姿中」一丸となっていじめゼロを推進し、誰もが安心して楽しく学校生活を送ることができます。

「姿中いじめゼロ宣言」

- ・私たちはどんな理由があってもいじめは絶対にしません。
- ・いじめを見たら、自分たちにできる最善の行動をとります。
- ・姿川中学校を思いやりと笑顔にあふれる学校にします。

「10代の声 下野新聞にも掲載されました！「SNSの言葉 恐ろしい凶器」渡邊英樹さん(3-5)

先日、私の通っている中学校で、生徒会執行部主催の「いじめ報絶集会」が開催されました。私は生徒会執行部として参加、今回は、「悪口、謔口、仲間外れ」などの春近なトラブルをテーマとし、短い動画を作りました。(中略)会員制交流サイト(SNS)による相手の表情や気持ちが読み取れず発信された言葉は、相手の生きる気力を奪う恐ろしい凶器となることを改めて憤慨しました。この集会を通して、自分が発信する言葉をチェックとともに、優しく思いやりがかかる学校が一番だと思った。

☆いじめゼロポスターを掲示しました！

今月、前期の「いじめゼロ強調月間」で考案した「いじめゼロ標語」と合わせて「いじめゼロポスター」を作成し、廊下側の壁に掲示しました。それぞれのクラスの想いの込められた素晴らしいポスターが掲示してあります。学校が安心・安全な心地の良い空間になるように、引き続き、自分や大切な人へ思いやりの心をもって生活していきましょう。



☆毎月「いじめ悩みアンケート」を実施！

学校メール配信でもお知らせましたが、コロナ禍の影響により、日常生活に不安や悩みがあるかと思います。些細なことでもいいので、学級担任までご相談ください。皆さんの気持ちに寄り添いながら、解決に向け教職員全員で取り組んでいきたいと考えています。

【電話相談機関】	・「いじめの電話」 0570-783-556	0120-783-556
	・「子どものSOSの相談窓口」	0120-0-78310
	・「子どもの人権 110番」	0120-007-110
【SNS相談機関】	・チャイルドライン支援センター チャット「チャイルドラインチャット相談」	
	・自殺対策支援センター LINE「生きづらひっと」 Twitter、チャット「よりそいチャット」	

「スマホ・ケータイ宮っ子ルール徹底週間」と「ノースマホ・ノーゲームデー」がありました！

10月1日～24日は宇都宮市内の小中学校一斉の、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール徹底週間」、また、特に10月20日は「ノースマホ・ノーゲームデー」でした。先日配付しましたリーフレットを参考に、ご家庭でスマホ・ケータイの使い方やフィルタリングについて話しました、「ノースマホ・ノーゲーム」を実践したりするなど、ご協力ありがとうございました。ネットゲームや動画サイトの規制、SNSでのやり取りなどでスマホ依存になっていないかどうか、日焼の使用状況を見直すきっかけにしてほしいと思います。

2学期も良いスタートをきり、「チーム姿中」一丸となっていじめゼロを推進し、楽しい学校生活を送ることを願っています。生徒の様子や連絡など姿川中学校のホームページやメールで発信いたしますので、引き続きよろしくお願いします。

岩川中HP